

平成30年度労働行政のあらまし

誰もが安心して働ける
北海道をめざして



北海道労働局は、働く人々が健康で安心して働き、豊かでゆとりのある職業生活を送ることができる職場づくりに向けて、さらに専門性と総合性を高め、積極的に労働行政を推進してまいります。



厚生労働省北海道労働局
労働基準監督署 公共職業安定所

北海道労働局の仕事

北海道労働局

総務部

総務課

情報公開、個人情報保護の業務
国有財産の管理業務
会計・経理・給与の業務
職員の人事、研修、福利厚生業務

労働保険徴収課

労働保険事務組合に関する業務
労働保険料の収納、労働保険適用業務

労働基準部

監督課

労働条件の確保・改善、監督指導に関する業務

安全課

労働災害の防止に関する業務

健康課

労働者の健康確保に関する業務

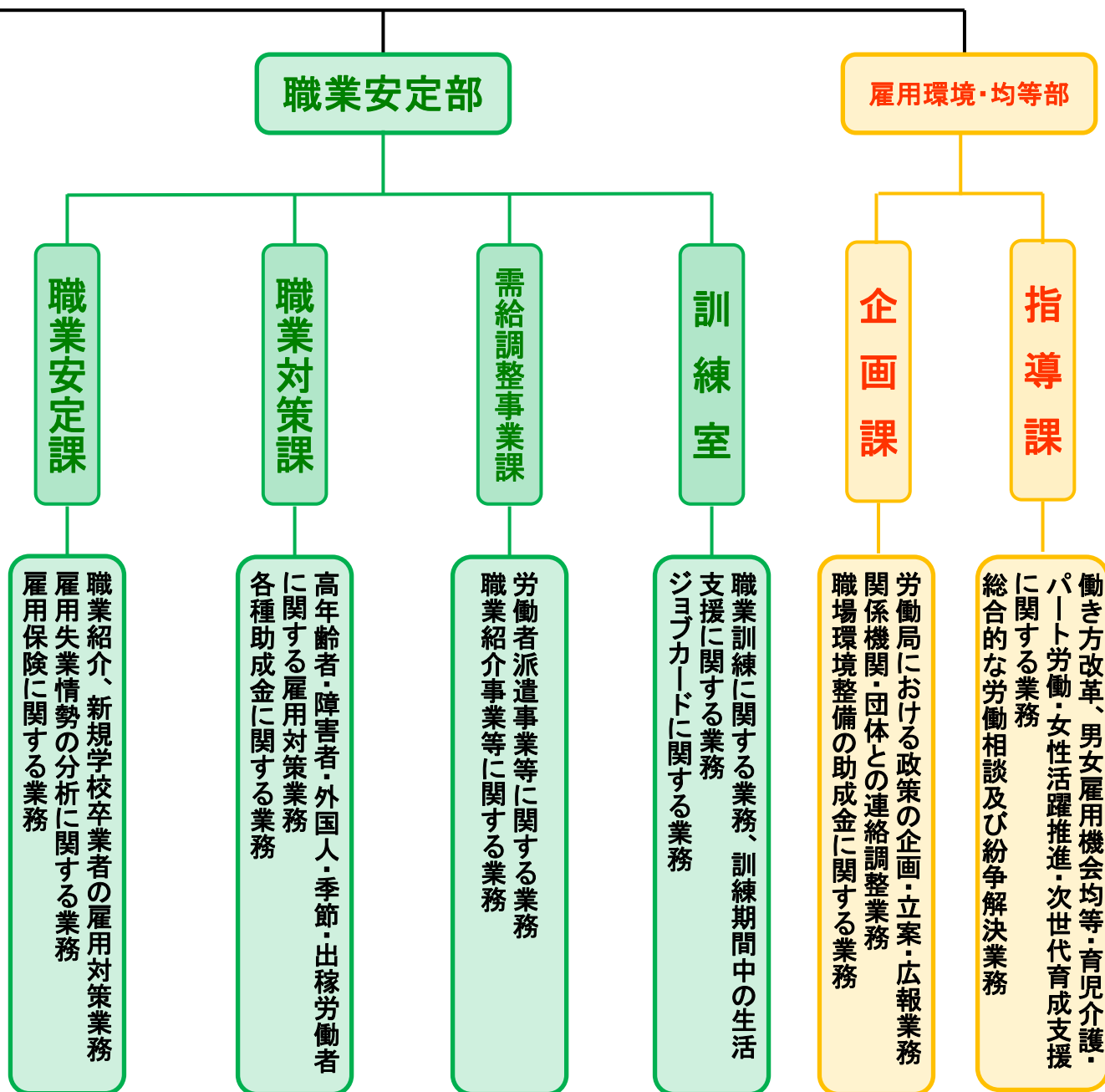
賃金室

最低賃金、最低工賃の決定、最低賃金法・
家内労働法の履行確保に関する業務

労災補償課

労災保険給付、社会復帰促進等事業に関する業務

北海道労働局は厚生労働省の地域における総合労働行政機関として、総務部、労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等部などが連携し、労働基準監督署、公共職業安定所と一体となり、北海道内の働く環境の整備及び職業の確保、男女の均等な雇用機会の確保などを図るため、様々な業務を行っております。



北海道労働局における最重要課題・対策

我が国の持続的な経済成長のためには、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資拡大につなげ、経済の好循環を継続的なものとするとともに、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる全員参加型の社会を構築していくことが重要です。

このため、「働き方改革」の推進を通じた労働環境の整備・生産性向上の実現、女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画推進等の施策に取り組む必要があります。

北海道労働局においては、現下の雇用や労働条件等の動向に対応するとともに、中長期的には全ての人が、その能力を存分に発揮し、公正、適正で納得して働くことができ、安全で健康に安心して働ける職場環境の実現のため、総合労働行政機関としての機能を地域の中で十分に発揮すべく、以下の課題等に十分留意しつつ、効果的な取組を進めます。

1 働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

(1) 働き方改革の推進

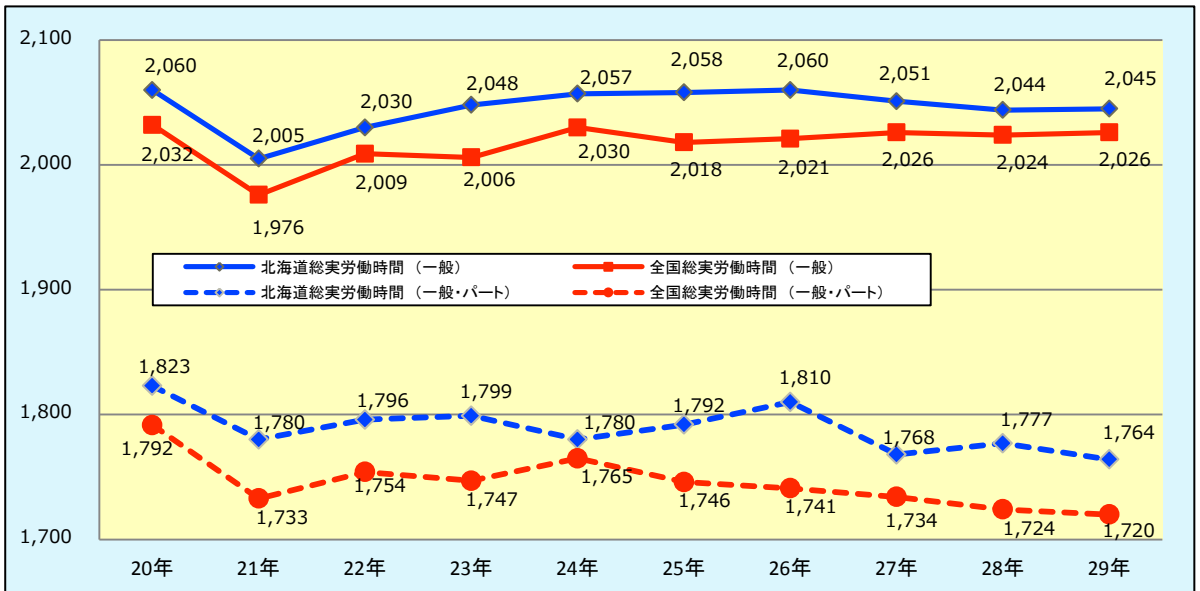
「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を開催するとともに、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」及び「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」並びに金融機関等との連携協定に基づき、管内主要企業のトップ及び関係団体への働きかけ等を通じ、道内全体における働き方の見直しに向けた気運の醸成に努めます。

中小企業・小規模事業者に対して、「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」において、個別相談・支援を実施するとともに、業務改善助成金や時間外労働改善助成金の活用促進により、生産性向上による賃金引上げ、労働時間短縮のための支援を行います。

また、無期転換ルールの普及等、労働条件及び職場環境の改善についての周知・啓発を行います。

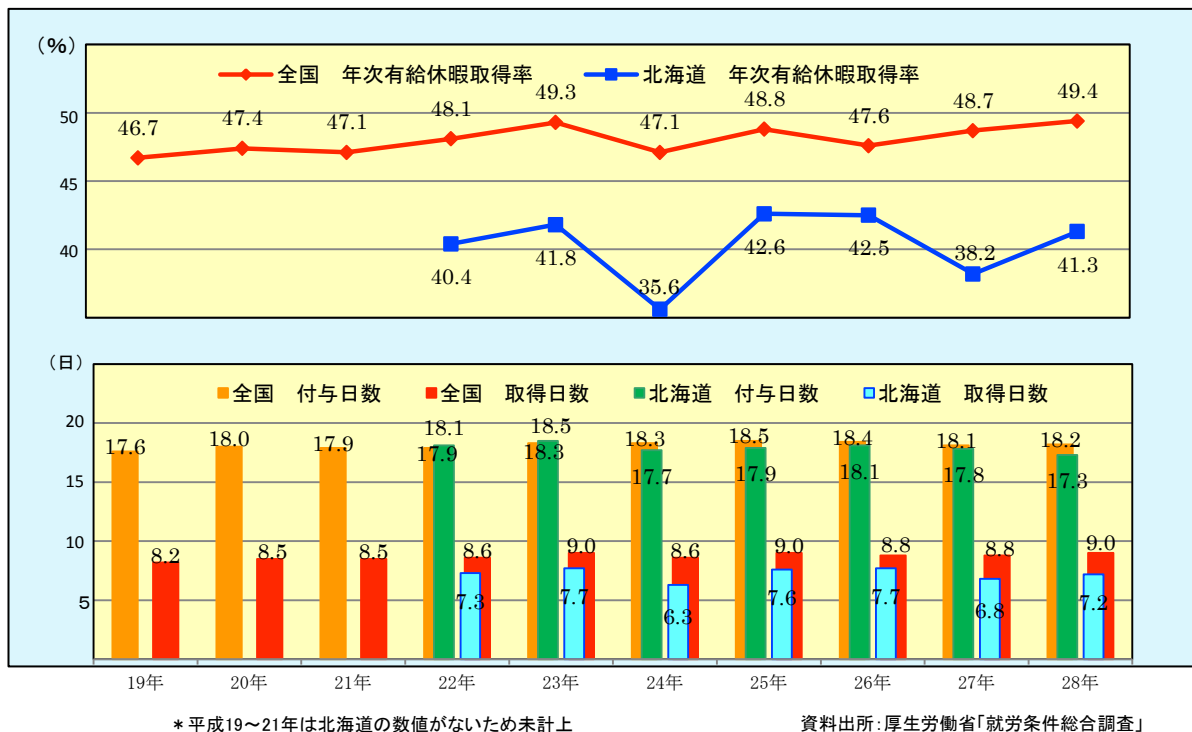
年間総実労働時間の推移(全国・北海道)

(時間)



資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上。平成29年の北海道の値は北海道推計値）

年次有給休暇取得率、付与・取得日数の推移(全国・北海道)



(2) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など非正規雇用の処遇改善

非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向け、支援機関との連携やキャリアアップ助成金の活用促進により、待遇改善を推進します。

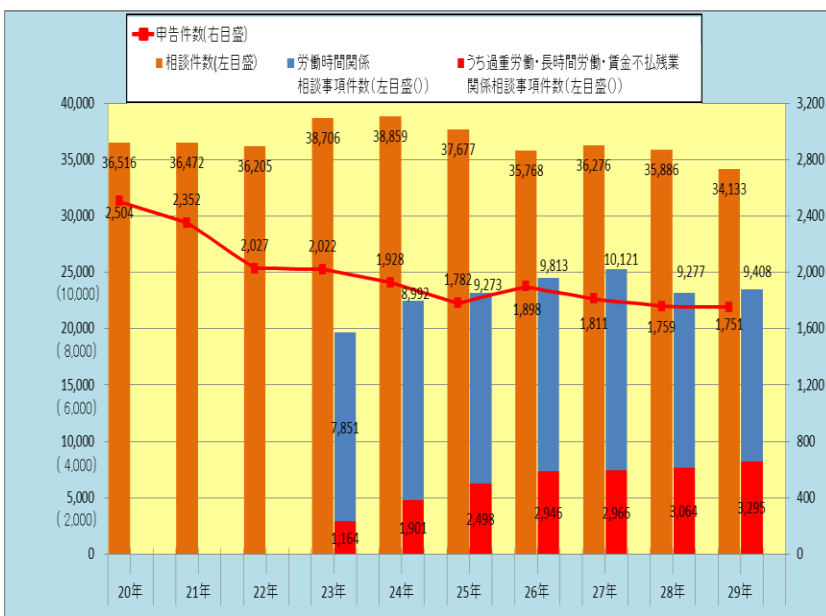
(3) 長時間労働の是正及び労働災害防止・健康確保対策の推進

ア 労働条件の確保・改善

- ① 働き方改革の柱として、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図るため、監督指導を徹底します。
- ② 平成30年4月に各労働基準監督署に新たに設置した労働時間相談・支援コーナーで、主に中小企業の事業主の方に対し、法令に関する知識や労務管理体制についての相談や支援を行います。
- ③ 過労死等防止対策について、過労死等防止対策推進法に基づき、北海道等と連携を図りながら効果的に推進します。

申告・相談件数の推移

(件)



資料出所: 北海道労働局業務統計

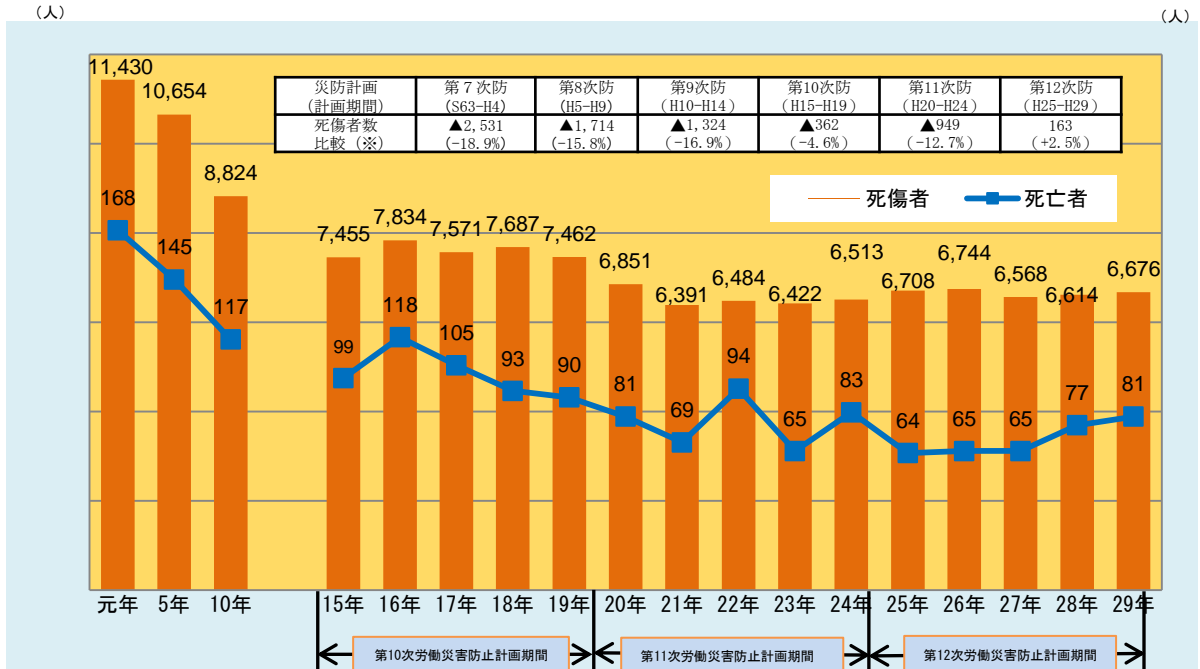
イ 労働者の安全と健康確保対策の推進

－ 第13次労働災害防止計画の目標（北海道労働局）－

- 1 死亡労働災害の撲滅を目指して、2017年と比較して、2022年までに労働災害による死亡者の数を20%以上減少させること。
- 2 2017年と比較して、2022年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させること。

- ① 死亡災害を始めとする労働災害の大幅な減少を最優先課題として、建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）を中心として取り組みます。死傷者数の4分の1を占める転倒災害及び冬季特有の労働災害の防止に取り組みます。

全産業における死傷者数の推移

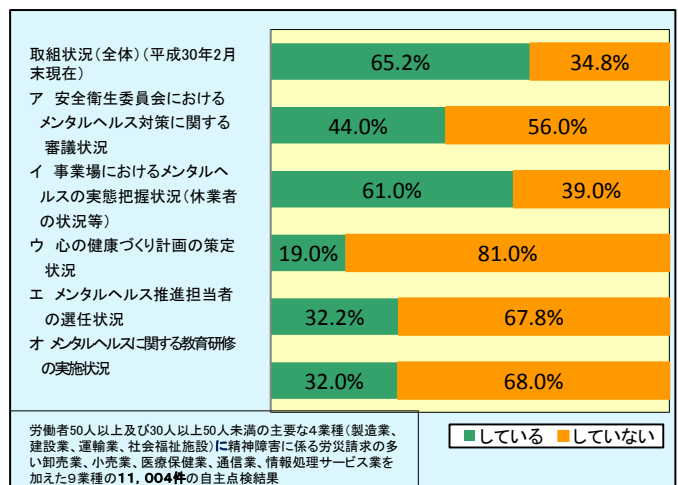


※各災害防止計画の最終年の死傷者数を前災害防止計画の最終年の死傷者数と比較したもの

資料出所：北海道労働局業務統計

- ② 特定化学物質等を対象に、職業性疾病予防対策等の推進を図ります。
また、ラベル表示と安全データシート(SDS)の入手・交付の徹底及びリスクアセスメントの実施について指導していきます。
- ③ 過重労働による健康障害防止や事業場における産業医・産業保健活動を推進するとともに、ストレスチェック制度の適切な実施等、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- ④ 労働者の治療と職業生活の両立を図るため、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知や両立支援の取組の促進を図ります。

メンタルヘルス対策への取組状況



資料出所：北海道労働局業務統計

(4) 人材不足分野などにおける人材確保対策の推進と生産性向上による労働環境の整備

介護、看護、保育といった福祉分野や、建設、運輸及び警備などの分野において人材不足の状態が続いており、人材確保を図るため、関係機関と連携しつつ求職者及び求人者の支援を行いマッチングの強化を図るとともに、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」と企業の生産性向上の取組への支援を推進します。

2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

(1) 女性の活躍推進等

常時雇用する労働者が301人以上の企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性確保を図るとともに、300人以下の中小企業の取組を支援します。

さらに、企業のポジティブ・アクションの取組を推進するため、女性活躍推進法認定マーク(愛称:えるぼし)の取得支援や助成金の活用を進めます。

女性活躍推進法認定マーク

愛称 : えるぼし

左側 1段階目

中央 2段階目

右側 3段階目



また、希望に応じた働きやすい環境を整備するとともに、出産・子育て等で離職した者への再就職支援が課題となっており、女性が意欲と能力を十分に発揮していく必要があります。

子育てと仕事の両立を望む女性等にマザーズハローワーク等において、一人ひとりの希望や状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。

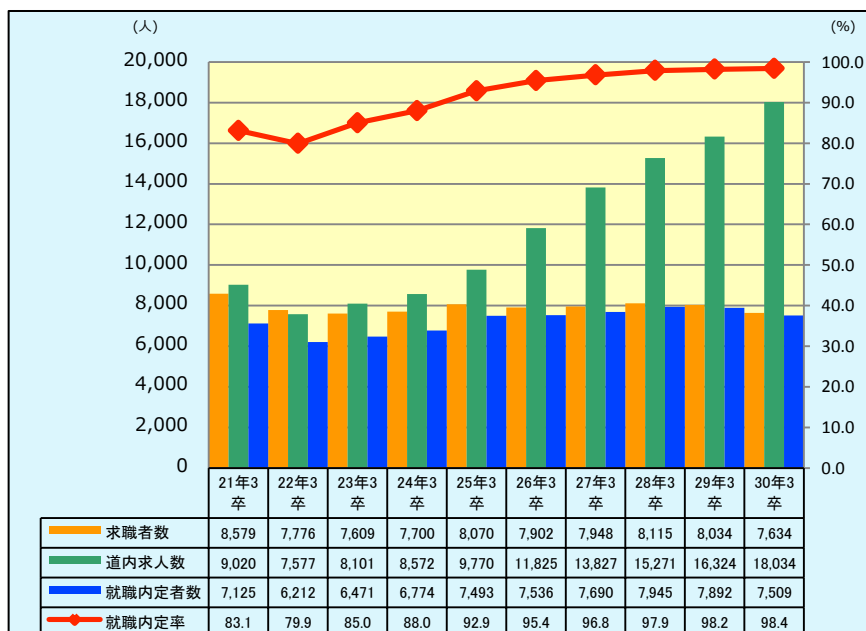
(2) 若年者の雇用対策の推進

新規高等学校卒業者の就職状況

新規学卒者については早期からの職業意識形成に取り組むとともに、マッチングによる就職支援を強化する必要があります。

フリーター等については正社員として就職し、職場定着を図る必要があります。

関係機関と連携し、職業講話、就職準備講習、就職支援セミナー、模擬面接、就職面接会、求人情報提供、求人開拓及び個々のニーズに応じた個別相談等を実施します。



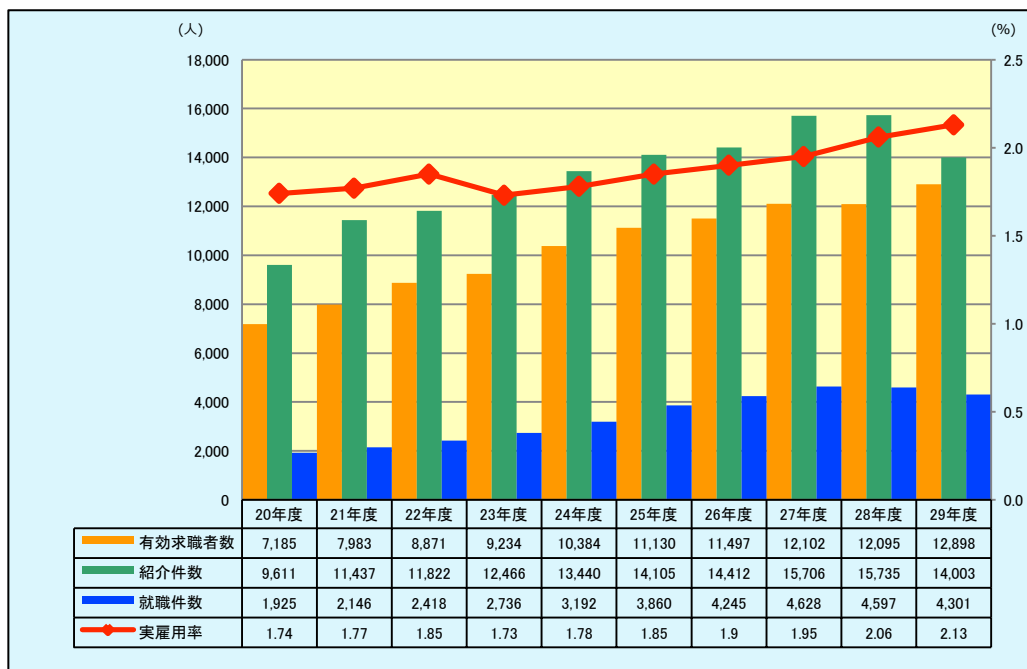
資料出所: 北海道労働局業務統計
各年度3月末現在の値

(3) 障害者、難病・がん患者等の雇用対策の推進

障害者雇用の促進を図るため、法定雇用率未達成の企業に対する職業紹介業務と一体となった指導や、ハローワークにおける障害の種類及び程度等障害者の個々の状況に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、企業への意識啓発や就職後の定着支援等の事業主支援などの効果的な実施に努めます。

また、医療機関との連携のもとに、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者の就職支援などに取り組みます。

障害者の雇用状況



資料出所：北海道労働局業務統計
各年度3月末現在の値
平成29年度については平成30年2月末現在の値

(4) 高齢者の雇用対策の推進

「生涯現役社会」の実現を目指して、定年延長・継続雇用の延長に向けた環境整備など事業主への助言・指導を行うとともに、年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向け相談援助を行います。

また、再就職を希望する高齢者に対してはハローワークにおいてきめ細かな職業相談を行い、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の確保に向けた取組を進めていきます。

労働行政の重要課題・対策

1 職業安定行政の重点施策

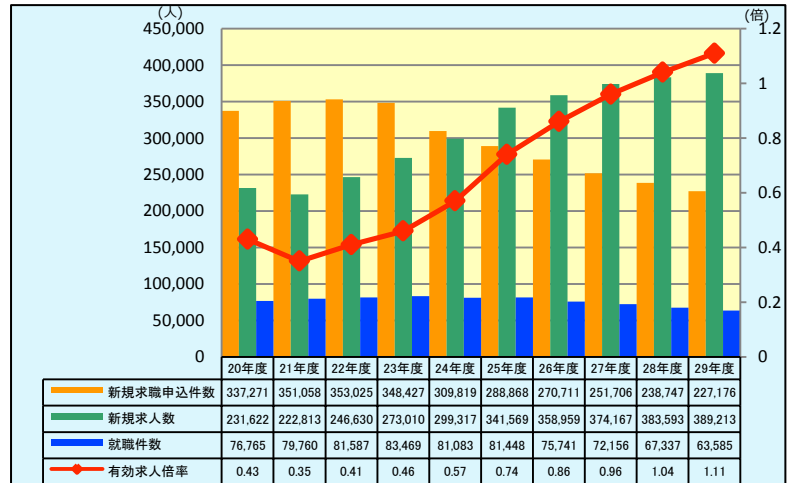
(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進

ア 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

有効求人倍率・就職件数等の推移

多くの求職者が正社員としての就職を希望していることを踏まえ、求人者に対して、求人開拓や求人受理窓口等のあらゆる機会をとらえて正社員求人への提出を促すとともに、求人充足を意識した取組や求人内容の正確性、適法性の確保に努めます。

また、求職者の希望と求人条件のミスマッチを解消するため、求職者、求人者のニーズの把握に努め、ハローワークのノウハウを最大限に活かしたきめ細かな求人者、求職者サービスを実施します。



資料出所：北海道労働局業務統計
各年3月末現在の値

イ 職業能力開発による就職等支援

離職者等がこれまでの職務経歴にかかわらず、能力開発とキャリアアップの機会が与えられ、将来に夢や希望を持ち、安心して職業生活を送ることができるよう、公的職業訓練機関や民間教育訓練機関等と連携し、ものづくりのほか、介護、情報通信分野などの成長分野等の実践的な職業訓練（ハロートレーニング）を推進するとともに、訓練受講中から修了後まで、担当者制も含めたきめ細かな就職支援を実施し、早期の就職を促進します。

また、労働生産性の向上に取り組む事業主に支援を行います。

ウ 地方自治体等と一体となった雇用対策の推進

地域における雇用施策を推進するため、地方自治体と連携し、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。

このため、北海道及び5市（札幌市、旭川市、函館市、北見市、釧路市）と連携し、道や市が実施する生活・相談等とハローワークが実施する職業相談・職業紹介を一体的・総合的に提供する施設を17か所設置しています。

また、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援します。

エ 重層的なセーフティネットの構築

生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の就労による自立を促進するため、地方自治体と一体となった就労支援を実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等関係機関との連携を図ります。

また、雇用保険制度、求職者支援制度、特定求職者雇用開発助成金等の活用など、重層的な雇用のセーフティネットを構築し、積極的な就労支援に努めます。

(2) 求職者の状況に応じた就職等の支援

ア 季節労働者の通年雇用化の推進と雇用の安定等

季節労働者の通年雇用を促進し、雇用と生活の安定を図る必要があることから、職業相談・職業紹介の充実、労働移動による常用雇用の促進、求人確保、通年雇用助成金の活用及び通年雇用促進支援事業等を実施し、雇用の安定化の取組を推進します。

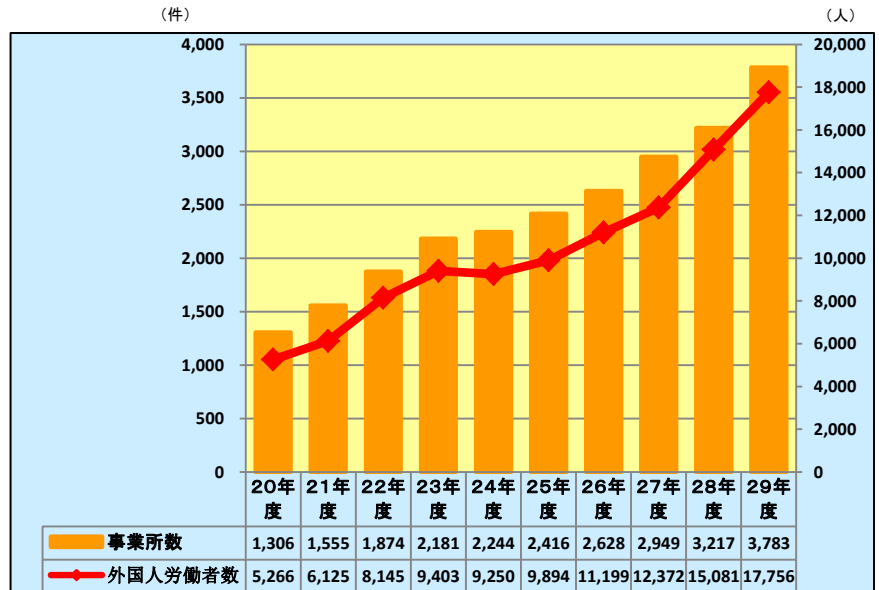
イ 外国人材の受入れ

ハローワーク札幌内に設置している留学生コーナーにおいて、外国人留学生の就職支援を行います。

在留資格の範囲内で就労する外国人労働者についての外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者が安心して働けるよう事業主に対して雇用管理の改善に係る指導を行います。

また、外国人技能実習制度が適正に推進されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

外国人労働者数と雇用事業場数



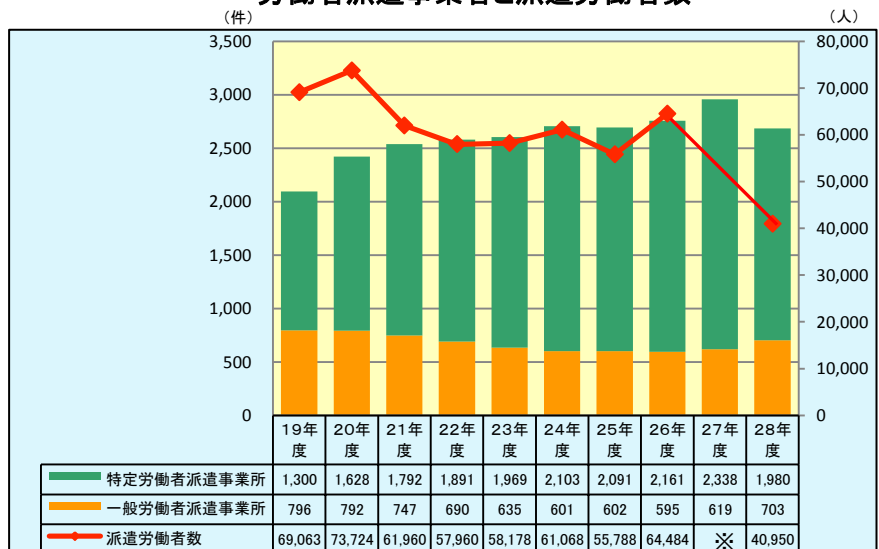
資料出所：北海道労働局業務統計

(3) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

労働者派遣法の改正から3年目となり、平成30年度は特定労働者派遣事業の経過措置の終了、雇用安定措置の実施等派遣事業関係者による制度の十分な理解と適正な対応が求められます。

また、平成29年度に改正された職業紹介の機能強化及び募集情報等の適正化を図るための関係法令の周知と労働者派遣事業及び民間職業紹介事業に対する指導監督に万全を期します。

労働者派遣事業者と派遣労働者数



※ 統計方法の変更により平成27年度の派遣労働者数については比較対象とならないため計上していない。

資料出所：北海道労働局業務統計

2 労働基準行政の重点施策

(1) 最低賃金制度等の適切な運営等

ア 最低賃金の周知及び履行の確保を効果的に推進します。

イ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への各種支援策の利用促進に連携して取り組みます。

最低賃金の件名	時間額 (円)	効力発生日
北海道最低賃金	810	平成29年10月1日
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	850	平成29年12月1日
鉄鋼業	927	平成29年12月1日
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業	842	平成29年12月1日
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	845	平成29年12月1日

(2) 労災補償対策の推進

ア 労働災害による負傷及び業務上疾病について、各種認定基準等を的確に運用し、迅速・適正な労災補償に努めるとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

イ 脳・心臓疾患及び精神障害に係る請求事案について、認定基準に基づき、迅速・適正な事務処理に努めます。

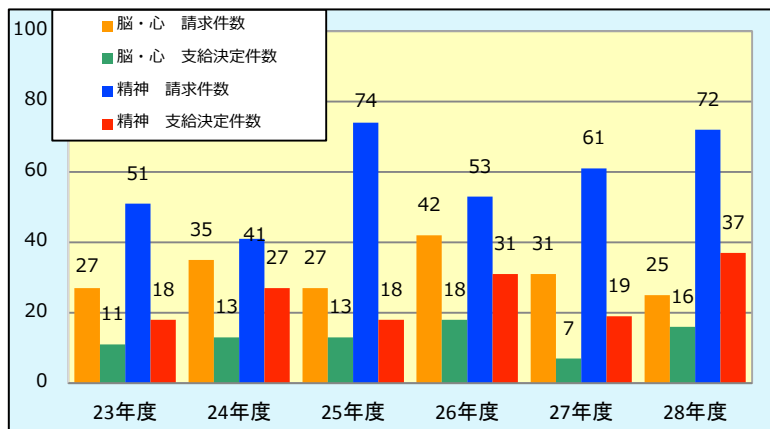
ウ 石綿ばく露による石綿関連疾患について、石綿による健康被害の救済に関する法律を始めとした補償(救済)制度の周知を図り、迅速・適正な補償・救済に努めます。

新規受給者数の推移 (件)



資料出所: 北海道労働局業務統計

脳・心臓疾患、精神疾患労災補償状況 (件)



資料出所: 北海道労働局業務統計

3 雇用環境・均等行政の重点施策

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

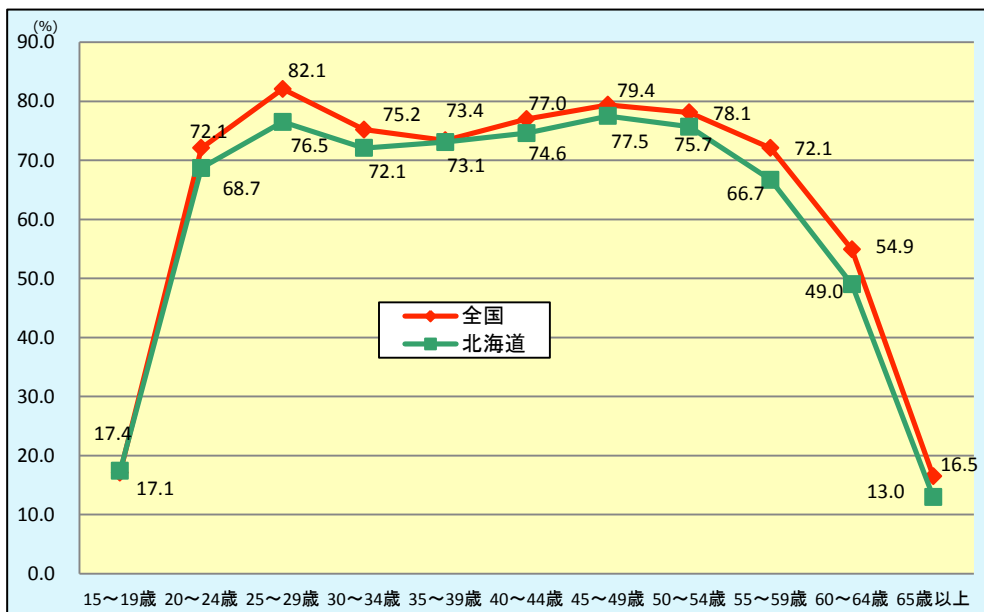
労働者が職場において性別により差別されることなく、また、女性労働者が妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いを受けることなく、就業を継続できるよう、男女雇用機会均等法の周知、事業主への助言・指導、労使間の紛争の解決援助を行います。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

労働者が子育てや介護をしながら働き続けられるよう、改正育児・介護休業法の確実な履行確保に努めるとともに、助成金の活用などにより、中小企業における雇用環境の整備を支援します。

また、次世代育成支援対策推進法の履行確保に努めるとともに、男性労働者の育児休業利用を促進し、次世代認定マーク(愛称:くるみん・プラチナくるみん)取得企業の増加に取り組みます。

女性の年齢階級別労働力率(平成29年)



資料出所:総務省「労働力調査」を基に北海道労働局作成



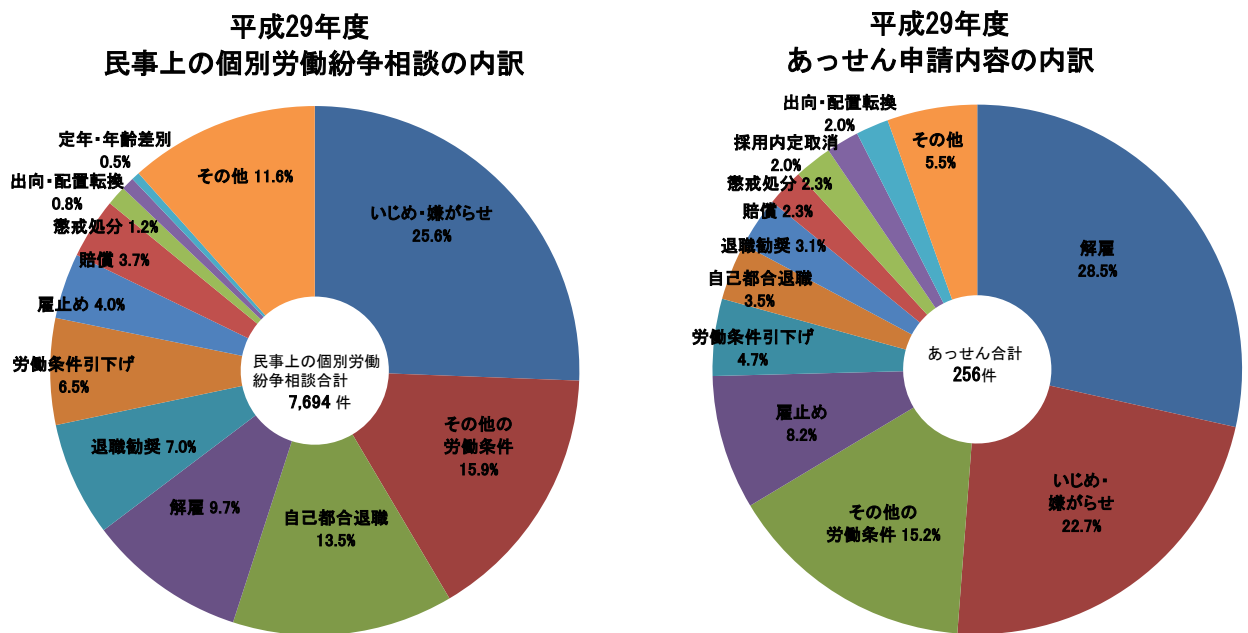
次世代認定マーク 愛称 : 左 くるみん、右 プラチナくるみん

(3) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

パートタイム労働法の履行確保に努め、パートタイム労働者の均等・均衡待遇と正社員への転換を推進します。

(4) 個別労働関係紛争の解決の促進

北海道労働局及び道内の労働基準監督署などに年間約3万4千件の労働相談が寄せられています。パワーハラスメントやいじめ・嫌がらせ、不当解雇などの民事的な相談については、労使の自主的な解決を促す「助言・指導」や北海道労働紛争調整委員会による「あっせん」を実施し、労使紛争の解決を図ります。



4 労働保険適用徴収行政の重点施策

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、セーフティネットとしての各種施策を推進する財政基盤となるものです。公平・的確な労働保険の運営のため、労働保険の未手続事業の一掃と労働保険料等の適正徴収に努めます。

5 相談・申請窓口

- ・職業の相談、職業の紹介
- ・求人の受理、求人についての問い合わせ
- ・職業訓練の申込み
- ・雇用保険の加入手続
- ・雇用保険の受給手続
- ・高齢者、障害者、外国人、子育て中の女性の求職相談
- ・各種助成金についての相談



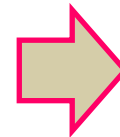
公共職業安定所
(ハローワーク)

- ・賃金未払、解雇手続、労働時間管理についての相談
- ・長時間労働、賃金不払残業についての相談
- ・休日、有給休暇についての相談
- ・最低賃金についての相談
- ・会社が倒産した場合の未払賃金についての相談
- ・事業場で労働災害が発生した場合の報告
- ・クレーン、ボイラー等の検査についての相談
- ・事業場内における安全管理、衛生管理についての相談
- ・メンタルヘルス、ストレスチェック等についての相談
- ・粉じん、石綿(アスベスト)等についての相談
- ・労働者災害補償保険(労災保険)の請求及び相談
- ・労働保険の加入手続、労働保険料の徴収についての相談



労働基準監督署

- ・職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)についての相談
- ・職場におけるいじめ、嫌がらせについての相談
- ・解雇及び雇止めの理由についての相談
- ・事業者と労働者間の民事的紛争についての相談
- ・男女雇用機会均等法についての相談※
- ・育児・介護休業法についての相談※
- ・パートタイム労働法についての相談※
- ・職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談※
- ・職場におけるマタニティハラスメントについての相談※



総合労働相談コーナー
(労働基準監督署内)
雇用環境・均等部

※印の相談については、雇用環境・均等部に専門の相談員を配置しています。

- ・労働者派遣事業についての相談・申請
- ・民営職業紹介事業についての相談・申請



需給調整事業課

北海道労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の所在地

北海道労働局

〒 060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3・6・8・9階 (代)011-709-2311

- 総務部 総務課・労働保険徴収課
- 労働基準部 監督課・安全課・健康課・賃金室・労災補償課
- 職業安定部 職業安定課・職業対策課・需給調整事業課・訓練室
- 雇用環境・均等部 企画課・指導課

ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

労働基準監督署

(本署、支署、駐在事務所)

名称	電話番号	〒 所在地
札幌中央	011(737)1190	〒060-8587 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎
札幌東	011(894)1120	〒004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5
函館	0138(23)1276	〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
江差駐在事務所	0139(52)1028	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎
小樽	0134(33)7651	〒047-0007 小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎
岩見沢	0126(22)4490	〒068-0005 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎
旭川	0166(35)5901	〒078-8505 旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川合同庁舎西館
帯広	0155(22)8100	〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎
滝川	0125(24)7361	〒073-8502 滝川市緑町2丁目5-30
北見	0157(23)7406	〒090-8540 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎
室蘭	0143(23)6131	〒051-0023 室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎
苫小牧	0144(33)7396	〒053-8540 苫小牧市港町1丁目6-15 苫小牧港湾合同庁舎
釧路	0154(42)9711	〒085-8510 釧路市柏木町2-12
名寄	01654(2)3186	〒096-0014 名寄市西4条南9丁目16
留萌	0164(42)0463	〒077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎
稚内	0162(23)3833	〒097-0001 稚内市末広3丁目3-1
浦河	0146(22)2113	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目3-31
小樽俱知安支署	0136(22)0206	〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東3丁目1 俱知安地方合同庁舎

名称	電話番号	〒所在地
札幌	011(562)0101	〒064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目
札幌東	011(853)0101	〒062-8609 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10
江別出張所	011(382)2377	〒067-0014 江別市4条1丁目10
札幌北	011(743)8609	〒065-8609 札幌市東区北16条東4丁目3-1
函館	0138(26)0735	〒040-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎
江差出張所	0139(52)0178	〒043-8609 檜山郡江差町字姥神町167 江別地方合同庁舎
八雲出張所	0137(62)2509	〒049-3113 二海郡八雲町相生町108-8
旭川	0166(51)0176	〒070-0902 旭川市春光町10-58
富良野出張所	0167(23)4121	〒076-8609 富良野市緑町9-1
帯広	0155(23)8296	〒080-8609 帯広市西5条南5丁目2
池田分室	015(572)2561	〒083-0022 中川郡池田町字西2条2丁目10
北見	0157(23)6251	〒090-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎
遠軽出張所	0158(42)2779	〒099-0403 紋別郡遠軽町1条通北4丁目1
美幌分室	0152(73)3555	〒092-0004 網走郡美幌町仲町1丁目44
紋別	0158(23)5291	〒094-8609 紋別市南が丘町7丁目45-33
小樽	0134(32)8689	〒047-8609 小樽市色内1丁目10-15
余市分室	0135(22)3288	〒046-0004 余市郡余市町大川町2丁目26
滝川	0125(22)3416	〒073-0023 滝川市緑町2丁目5-1
砂川出張所	0125(54)3147	〒073-0166 砂川市西6条北5丁目1
深川分室	0164(23)2148	〒074-0001 深川市1条18-10
釧路	0154(41)1201	〒085-0832 釧路市富士見町3丁目2-3
室蘭	0143(22)8689	〒051-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28
伊達分室	0142(23)2034	〒052-0025 伊達市網代町5-4
岩見沢	0126(22)3450	〒068-8609 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎
稚内	0162(34)1120	〒097-8609 稚内市末広4丁目1-25
岩内	0135(62)1262	〒045-8609 岩内郡岩内町字相生199-1
倶知安分室	0136(22)0248	〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1 倶知安地方合同庁舎
留萌	0164(42)0388	〒077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎
名寄	01654(2)4326	〒096-8609 名寄市西5条南10丁目2-2
士別出張所	0165(23)3138	〒095-8609 士別市東4条3丁目1-17
浦河	0146(22)3036	〒057-0033 浦河郡浦河町堺町東1丁目5-21
静内分室	0146(42)1734	〒056-0017 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピュア3階
網走	0152(44)6287	〒093-8609 網走市大曲1丁目1-3
苫小牧	0144(32)5221	〒053-8609 苫小牧市港町1丁目6-15 苫小牧港湾合同庁舎
根室	0153(23)2161	〒087-8609 根室市弥栄町1丁目18 根室地方合同庁舎
中標津分室	0153(72)2544	〒086-1002 標津郡中標津町東2条南2丁目1-1 中標津経済センタービル1階
千歳	0123(24)2177	〒066-8609 千歳市東雲町4丁目2-6
夕張出張所	0123(52)4411	〒068-0403 夕張市本町5丁目5
マザーズハローワーク札幌	011(233)0301	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル5階
札幌わかものハローワーク	011(233)0202	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階
ハローワークプラザ札幌	011(242)8689	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル5階
札幌新卒応援ハローワーク	011(233)0222	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル9階
ハローワークプラザ函館	0138(45)8609	〒041-0806 函館市美原1丁目4-3 エスポワール石沢ビル
しごとプラザ帯広	0155(26)1810	〒080-0012 帯広市西2条南12丁目4 エスタ帯広東館2階
ハローワークプラザ釧路	0154(23)8609	〒085-0016 釧路市錦町2-4 釧路フィッシャー・マンズワーフMOO2階
ハローワークプラザ中島	0143(47)8103	〒050-0074 室蘭市中島町2丁目24-1 栗林中島ビル1階
ハローワークプラザ苫小牧	0144(35)8689	〒053-0022 苫小牧市表町5丁目11-5 ふれんどビル3階
ハローワークプラザ北24	011(738)3163	〒011-0024 札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ1階